



金 沢 市 公 報

号外第24号の2

平成25年(2013年)12月17日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
条 例	
金沢市議会の議決すべき事件に関する条例 (議会事務局)	1

条 例

金沢市議会の議決すべき事件に関する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第44号

金沢市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 金沢市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想、都市構想等の本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想の策定、変更又は廃止
- (2) 市民憲章の制定、変更又は廃止
- (3) 都市宣言の制定、変更又は廃止
- (4) 外国の地方公共団体との姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

平成25年(2013年)12月17日 印刷
平成25年(2013年)12月17日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄